

社会運動ユニオニズムの限界と可能性を考える：既存の労働運動との関係、運動の国際比較の分析を通じて

法政大学 鈴木 玲

1. 社会運動ユニオニズム(social movement unionism)とは何か？

社会運動ユニオニズム(SMU)は、もともとブラジルや南アフリカなどの新興工業国がとった権威主義的な開発政策やアパルトヘイト政策に対抗する労働運動を説明する概念として使われた。しかし、この概念は先進工業国での労働組合が新自由主義政策に対抗してとった革新的な運動を説明する概念としても使われるようになった。社会運動ユニオニズムを構成する4つの要素として、(1) 既存の労使関係制度の制約の克服と(それに伴う)労働運動の目的の見直し、(2) 労働組合と社会運動団体との協力・同盟関係の形成、(3) 官僚的な労働組合組織の改革、(4) 労働者の草の根の国際連帯を挙げることができる。

すなわち、SMUは、労働組合の目的を組合員の経済的利益の代表する制度内のものから、地域、エスニシティ、ジェンダー、環境問題などの課題を取り入れ広義なものに拡大・再定義することで制度を超えた運動を志向し、その過程で組合を官僚的組織から社会運動を志向する組織へ改革することを目指す。

SMUの定義は論者の問題意識を反映して多様であるが、脱制度性(戦闘性)と労働運動と社会運動・住民運動の連携関係(上記1番目と2番目)は、多くの論者の定義で共通している。他方、労働組合組織の改革については、改革のあり方(トップダウンかボトムアップか)について、論争がある。

SMUを形成する要因としては、(1) 厳しい経済的・政治的状況への対抗(ブラジルや南アフリカなどの権威主義的開発国家のもとでの労働者居住地域を巻き込んだ労働運動、先進工業国の新自由主義的経済政策・規制緩和政策のもとで守勢に立たされた労働運動の運動目的や組織化対象の見直し)、(2) 経済のグローバル化に伴う労働力の国際移動(先進工業国の都市部での移民労働者のコミュニティ形成)、(3) 労働運動の社会運動化や労働運動と社会運動の協力の契機となる具体的な社会問題(都市問題、環境問題など)の存在、を挙げることができる。

2. 日本のコミュニティ・ユニオン運動と社会運動ユニオニズム

日本のコミュニティ・ユニオン(個人加盟組合)は、どの程度上記の社会運動ユニオニズム定義に当てはまるか。上記の(1)~(3)の要素について考察する。

(1) 既存の労使関係制度の制約の克服と労働運動の目的の見直し

コミュニティ・ユニオンの日常的な活動は、労働相談と（相談を通じて加入した）組合員の労使紛争解決のための団体交渉である。しかし、コミュニティ・ユニオンは労働市場で不利な立場にある労働者を、既存の企業中心の労使関係の枠組みを超えて組織化し、政経的不正義の是正や社会的正義（広義の目標）を強調する方針をとる。

事例 全国ユニオン結成大会（2002 年）の「活動と方針」：全国ユニオンは差別と闘う。いま、雇用形態の違いによって、著しい賃金格差が進んでいる。これはもはや社会的差別であり、社会的均等待遇の確立、法による保障の確立は急務である。新自由主義政策の下で、ますます格差・差別は拡大する。全国ユニオンはあらゆる働き方に権利を確立すべく、明るく楽しく、そして激しい運動を展開する。

（2）労働組合と社会運動団体との協力・同盟関係の形成

コミュニティ・ユニオンと社会運動・住民運動組織の同盟関係は、北米などの市民社会が活発な国と比較すると、あまり広範に形成されていない（但し例外はある）。他方、活動家どうしの緩やかなネットワークは形成されている。とくに、労働相談を行うコミュニティ・ユニオンの活動家は、相談活動を円滑に進めるために他の分野の専門家と個人的ネットワークを形成する事例が多くみられる（法政大学大原社研のアンケートによると、約 4 割のコミュニティ・ユニオンがこのようなネットワークをもっているといわれる[法政大学大原社研、2010]）。

（3）官僚的な労働組合組織の改革

コミュニティ・ユニオンの活動への一般組合員の参加は、官僚的な企業別組合と比較すれば活発であるという（事例：一般組合員が労働相談を行ったり、他の組合員の労使紛争を解決する団体交渉に参加する）。その理由は、コミュニティ・ユニオンの資源が少ないので、活動を行うのに組合員の動員に頼らざるを得ないという側面もある。

3. 分析概念としての社会運動ユニオニズムの課題

（1）社会運動ユニオニズムが既存の労働運動に及ぼす影響についての議論

社会運動ユニオニズムは、衰退傾向にある既存の労働組合に対する有効な代替を提供するのか。あるいは、SMU は労働市場の「周辺部」の非正規・不安定雇用労働者を組織する少数の組合に留まるのか。SMU の影響力が限られているとしたら、どのような労働運動内部および外部の要因が影響を抑制し、それを克服する方向はあるのか。

90 年代後半から 2000 年代初めにかけて、SMU は衰退した労働運動全体を「再高揚」させる契機とみなされる傾向にあった(e.g., Dan Clawson [2003] *Next Upsurge*)。しかし、

しだいに SMU は（移民、女性労働者など労働市場で不利な立場にいる労働者の労働組合への組織化を通じて労働運動の周辺部を活性化させ、これまでの労働運動のあり方を問うものの）、労働運動全体の影響が必ずしも強くないという見解も示されるようになった(e.g., Jennifer Jihye Chun [2009] *Organizing at the Margins.*).

(2) 社会運動ユニオニズムと既存の労働運動・労使関係制度の関係の検討

この課題は(1)と関連するが、(1)が労働運動全体のマクロ的な課題であるのに対し、(2)は労働運動内部の関係に関する具体的(ミクロ的)視点に基づく。すなわち、既存の労働組合は、運動志向が異なる社会運動ユニオニズムの発展にどのような対応をしているのか。既存の労働組合と SMU を志向する組合との関係はどのように特徴づけられるのか。対立(緊張)、補完、あるいは協力関係なのか。

日本の場合、民間大企業の企業別組合は労使協調関係を重視するが、SMU を志向しているとされるコミュニティ・ユニオンは個人加盟の組合員の労使紛争を抱えるため経営者と対立関係になることが多い。また、コミュニティ・ユニオンの運動理念も、「労使協調主義」「企業主義」とは異なり、経済的・社会的正義や社会運動との連帯を強調する。他方、民間大企業の企業別組合は、厳しい経済状況のもと労使協調へのコミットメントを強める傾向にあり、SMU を志向する組合(とくに個人加盟ユニオン)に対して「外部から協調的労使関係に介入する勢力」として警戒あるいは敵対する場合が見受けられる。

なお、既存の労働組合組織でも、企業別労使関係から一定の距離があるナショナルセンター本部や地方組織は、ユニオン運動をサポートする傾向にある。

事例①逢見直人 UI ゼンセン同盟副会長(2005年当時)のシンポジウムでの発言:「全国ユニオンが(連合に)はいつてきたのは、去年かそこらなのです。連合の理念に賛成して入ってきたと言っていますけれども、本当にそうかというのはちょっと眉につばをつけたいところがございます。・・・私たち(UI ゼンセン同盟)は相互信頼に基づいた労使関係、労使の信頼関係を基盤にしております。不信感からは良い労使関係は生まれないと思っています。そういう意味で、どういうふうにして労使で信頼関係を創っていくかということに非常に重点を置いていますし、いわゆる紛争を持ち込んで解決金を取って返ってくるような労働運動はやっておりません。労使関係というのは永続なものでないといけない。ただ単に、一時的な紛争解決のために使うものではないと思っています。」(『労働レーダー』2005年5月号)

事例②札幌地域労組の鈴木一書記長の発言:「・・・ゼンセンが組織化を仕掛けている経営者に対し、今まさに地域労働の組合が結成寸前であるかのように『誤解させ』、その間隙をぬってゼンセンが組織化するという芝居にも(札幌地域労組が)協力してきました。・・・今から思えば、私たちは単なるお人よしの馬鹿としか言いようがありません。正直言って、最初から「労使協調」を前面に出し、経営者のご機嫌をうかがうような組合結成は、果たして真の労使対等を実現できるのか疑問ですし、私は好きではありません。・・・ここ数年、ゼンセンが組織する職場から、私たち札幌地域労組への相談が増えており、やはり企業チェックもできないような組合は、当該労働者にとって百害あって一利なしではないかと認識を改めつつあります。」

このような既存の労働組合と SMU を志向する組合との緊張関係は、他の国でもみられる。例えば、アメリカではビジネス・ユニオニズムに既得権益をもつローカル組合幹部や一般

組合員が、全国組合指導部が推進する労働組合の SMU 化（例えば、移民労働者の組織化、一般組合員の組合活動の関与の強化など）に反対する事例が報告されている。

（3）社会運動ユニオニズムの国家間の比較分析枠組の必要性

先進工業国の社会運動ユニオニズムの先行研究は、アメリカの事例を対象としたものが多い。アメリカ以外では、カナダやオーストラリアの事例、やや数が少ないがイギリスの事例も取り上げられている。そのため、先行研究は SMU の文脈として、アングロ・アメリカ諸国の社会的・制度的文脈を暗黙の前提とする傾向がある（例えば、活発な市民社会や大量の移民労働者の流入）。運動目的、組織形態、社会運動との連携関係、「主流」の労働組合との関係等で SMU の国ごとの多様性があるものの、アングロ・アメリカ諸国を超えた国際比較の分析枠組が発達していない。新自由主義の影響を受けて既存の労働組合が衰退するなかで、SMU を志向した運動が生まれている韓国や日本などの事例もカバーできる分析枠組の検討が必要である。

国際比較の比較分析の枠組みを考えることは、「従属変数」（被説明変数）としての社会運動ユニオニズムと経済のグローバル化と新自由主義的な国家政策などのマクロ的な「独立変数」を媒介する要因について検討する必要がある。「独立変数」は直接 SMU を促進するのではなく、フォーマル、インフォーマルな制度（労使関係制度、政治制度、市民社会の状態、ジェンダーやエスニシティなど社会的要因による労働市場の分断など）に媒介される（メゾレベルの媒介変数）。別の媒介要因として、労働組合指導者の戦略的選択(strategic choice)も挙げられている。すなわち、指導者が労働組合の置かれた厳しい状況を認識して、SMU 的戦略を選択するかどうかという問題である。

これらの媒介要因は国によって異なるため、従属変数としての SMU の形態も国によって異なってくる。媒介要因を考慮に入れた、SMU の体系的な国際比較研究が必要である。

(4) 社会運動ユニオニズムの日米韓比較の試み

日本、韓国、アメリカの社会運動ユニオニズムの比較

	日本	韓国	アメリカ
労使関係制度	企業レベルに分散化	企業レベルに分散化 (産業別労組結成の動きもあり)	交渉単位(主に企業や工場)に分散化、但し全国組合がローカル組合に対して権限をもつ
「主流」労働組合の政策志向	労使協調主義の企業別組合	戦闘的な企業別組合	ビジネス・ユニオニズムを志向したローカル組合
労働市場分断の主な社会的要因	ジェンダー、年齢	ジェンダー、年齢(?)	エスニシティ
社会運動ユニオニズムと「主流」の労働組合との関係	SMUは「主流」組合の外で発達した	SMUは「主流」組合の外で発達した(例外: SMUを志向した公務労組)	SMUは既存の全国組合のなかで発達した
社会運動ユニオニズムの組織形態	個人加盟組合、合同労組	企業を超えて労働者(主に非正規)を組織する合同労組(企業分会中心、個人加盟は少ない)	社会運動を経験した活動家が指導する全国組合(SEIU, CWA, HERE and UNITE)の一部のローカル組合
SMU志向の労働組合とコミュニティ組織・社会運動組織の同盟関係	あまり広がっていない、同盟を組む社会組織があまり存在しない	非正規労働者を組織するSMU志向の組合に対する市民運動の支援が拡大している	同盟を組むコミュニティ、社会運動組織が多く存在し、同盟関係が広がっている

出典: Suzuki (2012)に基づき翻訳・加筆。

主な参考文献

Chun, J.J. (2009). *Organizing at the Margins: The Symbolic Politics of Labor in South Korea and the United States*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Clawson, D. (2003). *The Next Upsurge: Labor and the New Social Movements*. Ithaca, NY: ILR Press.

Suzuki, A. (2012). 'Introduction: Theoretical and Empirical Issues of Cross-national Comparisons of Social Movement Unionism'. In A. Suzuki (ed.), *Cross-National Comparisons of Social Movement Unionism: Diversities of Labour Movement Revitalization in Japan, Korea and the United States*. (Trade Unions Past, Present and Future, Vol.18), Peter Lang.

法政大学大原社会問題研究所「個人加盟組合の活動に関するアンケート調査結果報告」(大原社会問題研究所ワーキングペーパー No.41)。

「UI-ゼンセン同盟が人材派遣シンポジウム(下)」『労働レーダー』2005年5月号。

鈴木一「こんな“組織拡大”でいいのか」『ひろばユニオン』2003年12月号。